

# 総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	平成28年 9月26日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委員長	加藤 弘己		
	閉 会	午前11時33分	委員長	加藤 弘己		
出席並びに欠席議員  出席 5名 欠席 1名  ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	加藤 弘己	○	馬場 衛	○		
	福永 桂子	○	吉田 建二	○		
	島田 正次	▲	二橋 益良	○		
説明のため出席した者の職・氏名	市民経済部長	長田 尚史				
	保険年金課長	笹瀬 浩高				
	課長代理兼後期高齢者医療係長	阿部 祐城				
	国保年金係長	木下 靖義				
	特定健診係長	佃 祐子				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	山本 一敏	係長	村越 正代	書記	三浦 梨紗
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

傍聴議員：神谷里枝、竹内祐子

# 総務経済委員会会議録

平成28年9月26日（月）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会



[午前10時00分 開会]

○馬場副委員長 皆さん、おはようございます。本日は御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは委員長、開会をお願いいたします。

○加藤委員長 ことは特に9月になっても非常に暑いというようなことで、特に東京だとか富山のほうは非常にむさくるしい報道がありまして、体調がいまいちというようなところなんです、きょうは総務経済委員会ということで頑張っていきたいと思いますので、皆さんよろしくをお願いいたします。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日、神谷議員、竹内議員より傍聴の申し出があり、当委員会に同席されますので報告いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一問一答とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思っております。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。また、職員が資料確認のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第81号 平成27年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。決算書は14ページから19ページ及び352ページから375ページ、主要施策成果の説明書は189ページから205ページまでとなります。

これより質疑を行います。質疑は歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入についての質疑を行います。質疑のある方はございませんか。馬場委員、どうぞ。

○馬場副委員長 歳入5款前期高齢者交付金というものはどういうもので、また、昨年よりふえておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

○加藤委員長 課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、保険年金課長よりお答えいたします。まず、前期高齢者交付金でございますけれども、これにつきましては国民健康保険とその他の社会保険等の被保険者の年齢構成において、国民健康保険が高齢者の割合が圧倒的に高いということで、高齢者のほうが医療費も当然相当かかりますので、その社会保険と国民健康保険とのかかる医療費の不均衡を調整するための交付金でございます、保険給付費、高齢者の加入率の増減に伴って交付金額が変動をいたします。前期の高齢者給付金の見込額が前年度に比べまして約2億6,000万円増加いたしました。

それから、加えて前期高齢者の加入率も2.3%ほど増加をいたしております。この2点から約2億9,000万円の増額となりました。

以上でございます。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 ということは年々高齢化がどんどん進むということで、さらにこれについてはふえていくと、予算的にもという判断でよろしいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。前年、前々年度、さらにその前の年度からずっと比較いたしまして、やはりふえ続けております。今後もしばらくは、今、団塊の世代の人たちが前期高齢者に移行し終わりました。この人たちが後期高齢者へ入るまでというのは、高い比率で高齢者が推移していくと思われまので、あと七、八年から10年ぐらいについては、ふえ続けていくのではないかなと推測されます。

以上でございます。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 よくわかりました。それぞれ年齢層によっては、先ほど課長が言われたように、これから団塊の世代が当然、後期高齢者へ入っていくものですから、それを考えると国保の事業自体が大変厳しいものになってくるのではないかなと。さらには下で支える人たちも減ってきているし、しっかり努力してやってもらえないかなと思えますけれども、わかりました。了解です。

○加藤委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。二橋委員。

○二橋委員 9款繰入金ですが、いずれにいたしましても他会計の繰入金は24.3%減少ということなんですけれども、年々要するに総額ではふえているけれども、繰入金に関して、なぜ24%の減少があるかということをお聞きしたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。繰入金の約24%の減少につきましては、基金からの繰入金が前年度に比べて減少をしております。その金額が26年度におきましては2億3,700万円ほど繰り入れをいたしましたけれども、前年度につきましては7,200万円の繰り入れということで、減った理由といたしましては、基金そのものが余りふえていないということと、前期高齢者の先ほど言った伸びが大きかった分、全体の収入の確保ができたということで7,200万円の基金の取り崩しで、27年度はおさまったということでございます。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 いずれにしろ9款繰入金の中には基金繰入金もあるわけですけれども、要するに他会計の繰入金が減少したことによって、基金の取り崩しも本来なら多くなるはずなんですけれども、要するに事業というのはそんなに違っていないよね。何でこういう傾向になるのかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。他会計の繰入金は増加をいたしております。後は収入の総額において、先ほども言いましたように、高額のほうの共同の交付金がふえているというところで、歳入が賄えたというところでございます。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 いずれにしろ、一番我々が、要するに行政として考えなければいけないのは、支払準備基金が要するに一番の補填材料だと思うんですけれども、この保険料の設定は、3年間の試算をして、例えば、今年度、将来の3年までの試算をして設定していると思うんですけれども、設定額というのはこういう基金等々を勘案して多分やっていると思うんですけれども、27年度ではどういう計算式になっているのかね。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。税率につきましては、今委員がおっしゃられたとおり医療費の伸び等を勘案しながら決定をしていくわけなんですけれども、税率そのものにつきましては、平成24年度よりずっと変わっておりません。それにつきましては医療費の伸びの部分で基金の取り崩しなんかで賄えるかどうかとい

うところを毎年検討したり、あと国庫補助とか交付金等が増額になったりというところで、できるだけ我々としても税率は上げたくないというところで、何とか据え置き税率でいけないかというところを毎年検討した中で、基金の取り崩しを行って税率を抑えていくという努力をしている結果かなと思っております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 いずれにいたしましても、今の支払準備基金等々を勘案すると、27年度の保険税、これからの保険税も当然そうなんですけれども、とりあえず今は安定的にいけるという予測なのか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。医療費の伸びが毎年、例えば、昨年度ぐらいから言いますと、薬剤のC型肝炎とか肺がんの薬品なんかで非常に高額な薬品等が出てきております。1錠8万円を超えるようなものもあります。そういうような新薬が出てくることによって予測がしづらいところもあるんですけれども、そういうところは、できるだけ違う面で医療費の伸びを抑える努力をしていくとか、後は新しい医療費の伸びに対する国庫とか県費等の補助金なんかの要望等も出しながら、できるだけ基金の取り崩しも、できればできるだけ小さい金額で抑えながら、税率を伸ばさない方向でいきたいということと、後は平成30年度から国保が広域化をいたします。広域化をすると、あなたの市からは幾幾年間納めてくださいという総額の指示が県のほうからまいります。それに合わせて税率等を決めていかなくてはいけないんですけれども、そのときにも、やはり県、国かな。基金は使い切らずに残しておいてほしいということも言っておりますので、繰越金なんかを上手に基金に積み立てる努力をしながら、基金も余り減らさないように、なおかつ税率を上げない努力というのはしていきたいと思っております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 よろしいです。

○加藤委員長 ありがとうございます。ほかに。吉田委員。

○吉田委員 ただいまの質疑に関連して、ちょっと教えていただきたいんですけれども、市民の方から国保の税率というか負担は、社会保険と比べて非常にきついよというような御意見を聞くわけですが、今の税率については、当市の状況は県下をずっと並べたときに、大体中間なのかどうなのか。そこら辺の位置関係はどんな状況でしょうか。わかっていたら教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。税率なんですけれども、市の部だけで言うと、大体ちょうど真ん中ぐらいかなと思っております。今後についてもなるべく上げないようにしていきたいんですけれども、来年度の税率をやはり30年度に向けて、いろいろな自治体が考えていて、30年度に大きく上がる激変に対して対応できるように29年度を上げるというところと、あと1年はそのまま据え置いて、激変については緩和策を利用していこうというところもあります。うちについても、来年度はできるだけ上げない方向で思っておりますので、来年度は若干低めのところになるのかなと思いますけれども、今現在はちょうど真ん中ぐらいというところでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 平成30年度からは、全県下全部広域化になって一律の税率になっていくということですが、それは市と町と別個にするのか、市は市、町は町にするのか。それは市町全体になってしまうのか、そこら辺について教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。細かいところは今、実は財政部会といいまして、係長級

の職員が集まりながら決定をしているところですが、基本的には自治体の先ほど言った高齢者の割合ですとか、医療費の支出割合、支出額、そういうものを計算して、市とか町ということではなくて、それぞれの自治体にこの自治体からは年間幾幾らの負担金という形で金額が来るようになると思います。そのときに収納率を、恐らく平均の収納率で大都市、中小都市、町村というような形で、収納率で金額を決めてくると思いますので、本市の場合には収納率が平均よりも相当高くなりますので、同じ金額であっても、うちの収納率で割り戻すと1人当たりの負担額といえますか、そういうのは低く抑えられるようになるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 そうしますと税率は一律ではなくして、その市町の、例えば、高齢者医療が非常に割合が高いとか、あるいはそうでないとか、いろいろそういうような状況に応じて税率に違いが出てくるということですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。そのとおりでございます。払ってくださいという負担金額だけがそれぞれの市町村に報告をされますので、それに対して幾らの税率に設定したらよいかというのは、各自治体が独自で決定をしていくようになります。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解いたしました。

○加藤委員長 ほかにございせんか。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 別件ですが、国保税、国保に加入している市民の方からいただいているわけですが、どうしても滞納があるということで、滞納繰越分に係る不納欠損、徴収できずに不納欠損で処理していくというのが1,800万円ということで経理されているわけですが、滞納整理については非常に努力はされていると思いますけれども、今回の滞納した不納欠損の概要というんですか、こんな状況であるとか、そこら辺について説明をお願いしていただければありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。27年度の不納欠損でございますけれども、人数で121名を不納欠損にいたしました。その内訳なんですけど、まず、財産がないというのが圧倒的に多くて84名です。それから外国人が多いと思うんですが、所在が不明という者が25名、それから生活困窮者、財産なしではないんですが、生活していくので精いっぱいという者が5名、あと、死亡で相続するものが見当たらない、もしくは放棄をしているという者が7名、合計で121名ということでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 外国人とか所在不明という方が25名この中にいるということですが、いつの間にかいなくなってしまったということでなくして、転居してしまったとか、そういうことがあると思います。「この方は滞納されているので、転居するだったら、まず国保を納めていってくださいよ」という、そういうどこかへ行ってしまいう前に、何とか督促とか、そういうことができなかつたのかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。転出の届け出が市民課にあったときに、国保の該当の者については、国保の手続もしなくてはなりませんので、国保のほうへそのまま手続に回っていただいて、そのときに滞納等確認ができたときには、その場で支払っていただければ一番いいんですけれども、滞納があることを連絡したり、分納の誓約とか、その辺をできる限りやるようにいたしております。届け出をしっかりとしないで、住所不定のよ

うな形でいなくなってしまうものについては、できるだけ確認作業というのはするんですけども、どうしても確認し切れなかったり、国外へ出ていってしまったものというのは、一度、冗談半分、真面目半分でブラジルまで取り立てに行ったらどうだという話もしたことがあるんですけども、なかなか現実的ではないということで、このような数字になっております。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 そうすると、所在不明という方は住所を残したまま、いつの間にか消えてしまったというような方が圧倒的に多いと。この25名のうち、そういう方が圧倒的に多いと、こういうぐあいに理解してよろしいでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 委員おっしゃるとおりでございます。国外転出と後は国内についても行き先がわからずに、職権消除というような形で、住所を湖西市から落とすというようなことを、やはり年間何件か行っているというところでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解いたしました。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 今の関連で、84名が財産がないということで、そのうち生活保護を受けている人も対象になると思うんだけど、割合的にはいる、ない、別。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。生活保護の人に関しては、生活保護のほうでお金が支払われますので、生保の者というのではありません。

○馬場副委員長 もう単純に財産がないという方が、取るに取れないということですね、要は。

○笹瀬保険年金課長 はい。どうやって生活するんだろうと思いますけれども。

○馬場副委員長 わかりました。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 所在が不明な25名の方ということで、私が質疑で転入、転出のことで「何か問題はないですか」と聞いたときに、「ないです」とおっしゃっていたんですね。多分それはないんだろうけれども、これは入国管理事務所が多分、外国人に関しては窓口と思うんですけども、そういうところに問い合わせをすとか、そういう関連のことはされるんですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 湖西市から国外へ転出した者に関しましては、入国管理事務所に問い合わせをいたします。それで、そこで所在地の確認をするんですけども、先ほども申しましたように、外国まで取り立てというのが現実的ではないものですから、そのまま5年が過ぎて不納欠損という形に圧倒的になってしまうということです。

以上でございます。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 わかりました。

○加藤委員長 ほかに、それでは歳入で質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 ないようですので、次に歳出について質疑を行います。馬場委員。

○馬場副委員長 7款共同事業拠出金の1目高額医療費拠出金とはどういうもので、前年度よりふえているんですけ



れども、先ほど、課長の歳入の説明の中でも医薬品が大幅高くなっているという、高度のいい薬が出たということで、その辺のところも関連していると思いますが、含めて御説明をいただきたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。高額医療の拠出金につきましては、1件80万円を超える高額な医療費の発生によって、それぞれの自治体の負担額、これの負担増への影響を緩和する。それを目的とした保険に対する保険、再保険というような意味合いを持った共同事業の拠出金でございます。国保連合会へこれは支払うものでございまして、医療費が高額な伸びを示したというのは、新薬の薬剤費が伸びたことによって、特にC型肝炎の薬剤費の伸びが大きかったということで、前年度より6.1%、約650万円の増による拠出金額の増ということになります。

以上でございます。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 新薬ができたということで、高額な薬剤ということで理解させてもらいました。最近ふえているんですけども、病院のほうではやってもらうともうかるという透析の関係、透析の関係の方は、この中に入る。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。透析の患者さんにも、この新薬は利用いたしております。以上です。

○馬場副委員長 高額医療の範囲の中でも、当然透析の方も入るということですね。今、市内ふえる傾向、病院にとっては、結構透析の患者の方は利益を生むような話もあるんだけど、両方から言うとアンバランスになってくる部分もあるんだけど、その辺のところはいかがですか。状況というのは。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。この新薬なんですけれども、1錠8万円ぐらいするものを、週に3日間、12週間使用をするということで、月にすると全体で280万円ぐらい、当然80万円を超えるものですから、高額のほうに適用になっているものでございます。肝炎の患者についても微増なんですけれども、傾向としては年々やはりふえているのかなというところでございます。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質問はございませんか。二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 2款3項2目の出産育児一時金なんですけれども、いずれにしる国保関係なものですから件数は少ないんですけれども、一応給付額が42万円で、ただ、産科医療補償制度を使わない場合は40万円4,000円という、この差額というのは、この制度の費用というのは、こんなものですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。1.6万円の差額というのが、医療機関に納める金額ということらしいんですが、担当のほうがよくわかると思いますので、国保年金係長のほうから詳しい説明をしたいと思います。

○加藤委員長 国保年金係長。

○木下国保年金係長 国保年金係長からお答えします。1.6万円という内容なんですけど、分娩に関連して乳幼児が脳性麻痺などを行った場合に、助成ができるための保険金というもので、妊婦さんが直接医療機関に負担しているものになるものですから、産科医療補償制度に入っている方は1.6万円を市のほうから助成するという形で、逆にこの産科医療補償制度に入っていない方は、1.6万円が減額されるという内容になっております。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうすると、43件中、振り分けはどうなっていますか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。一応、43件全部に42万円は支払われております。ただし、年度がまたがるような場合があるものですから、42万円掛ける43件という支出額にはなっていないということになります。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 わかりました。それで、27年度当たりの出産費用の大体平均というのは、どのぐらいを試算しているんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。一応、相場みたいなものを調べた中で金額というものが決定されていくものですから、ほぼこの金額で賄われているというところと理解をいたしております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 この給付額は、42万円は大分前に改正して42万円になったけれども、それからずっと今の出産費というのは、そんなに変動がないのかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。申しわけありません。私、子供がいないものですから余り現状がわからないんですけども、ここ何年かは総額というか、出産費用の変動はないものと理解をいたしております。

以上でございます。

○二橋委員 わかりました。

○加藤委員長 ありがとうございます。ほかに質問はございませんか。馬場委員、どうぞ。

○馬場副委員長 やはり病気にかからないというのが一番保険の事業費としても減るものですから、特定健診の関係でお尋ねしますけれども、前年度と比較して受診率、実施率、この辺についてはどうなのかということと、県内でも湖西市のどの辺の位置にあるのかなというふうに、その辺のところについてお尋ねをいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。特定健診の実施率でございますけれども、まず、平成27年度は、実はまだ正確な数字の決定値が11月に出るものですから、暫定値ではございますが48.5%でございます。それに対して、平成26年度の受診率が48.2%ということで、わずかではございますが伸びております。27年度につきましては、先ほど申しましたように、まだ暫定ということで県内の順位がわからないんですけども、26年度48.2%につきましては、県内市の23市中の順位でございますが、第2位ということでございます。ちなみに1位は袋井市で、袋井市だけが50%を超えているという状況でございます。

以上です。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 袋井市が50%を超えている。特別に何かやられているというのは参考にされたことはあるんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。やはり、どこの自治体もまずは50%を目標に頑張っている中で、唯一52.1%ということなんですけれども、50%を超えているということで、研修会なんかで一緒になったときに、いろいろと情報交換をしたりしていく中で、袋井市の状況なんかもお聞きしているんですけども、大きく特

段うちと決定的に違うということをやっているわけではないんですけれども、やはり市民の自覚の問題と、後は地道にどのくらいPRをして特定健診というものを広めていけるかというところなのかなと思っております。

以上でございます。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 ちなみに湖西市の目標値はいかがですか。この辺まで上げたいという。今は2位だということですので、大変県内的には上位にいるということなんですけれども。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。あくまで計画ということで聞いていただきたいんですが、一応27年度が54%ぐらいという目標値を立てておりました。結果48.5%ぐらいになろうかというところですが、目標といたしましては28年度に57%、29年度には60%を目標に努力をしているところでございます。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 結構高い数字を目標にされているということで、それに向かって努力していただけたらと思うんですけれども、特に担当課として受診をしていただくために、いろいろなお知らせはしていると思うんですけれども、その辺について、27年度は特にこうやったということでありましたら、また、今後こうしたいというところがありましたら。その辺のところがありましたら。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。まず、特定健診の受診率を高めるというのは、やはり早期発見、早期治療に結びつけて医療費を下げるということで、これは県の国保連合会も力を入れているところでございまして、そちらのほうからPR用のポスターを配っていただいております。そのポスターをうちの市の場合には、ただそのまま張るのではなくて、さらにポスターにデコレーションをいたしまして、目立ちやすいポスターにして医療機関へお配りしたりということをしているのと、あと特定健診の御案内という、このようなチラシをできるだけわかりやすくつくったのを配付させていただいているところでございます。後は、きのうありました健康まつりなんかでも特定健診のPRのコーナーをつくらせて、少しでも国保の皆さんに特定健診を受けていただけるような努力をいたしております。

以上でございます。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 わかりました。あと、庁舎内連携の中で、健康増進課との連携についてはいかがですかね。これも病気にかからないイコール国保、保険を使わないということになってくるとは思いますが、その辺の関連についてはいかがですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。健康増進課との連携につきましては、特定健診については、当然国保なんですけれども、がん検診等につきましては健康増進課のほうの担当になります。この辺を例えば、うちのほうにがん検診の問い合わせが来ても、うちではないからということで、むげに電話を切るようなことはしないで、こちらで一通り説明できる部分について説明した後に、健康増進課のほうへ回して、申し込み等をしていただくとか、その逆のパターンも、がん検診の問い合わせとか申し込みがあったときにも、そちらから国保のほうへ回していただくという連携をする中で、それぞれの受診率を高めていこうという努力をいたしております。

以上でございます。

○馬場副委員長 わかりました。ありがとうございました。

○加藤委員長 福永委員、どうぞ。

○福永委員 関連質問ですけれども、いいですか。特定健診は浜名病院とかでもされるわけなんですけれども、一度

私は聞いたことがあるんですけども、浜名病院で特定健診をすると、コーちゃんバスが無料になるというような制度があると聞いたんですけども、そういうような感じで、市民病院やほかの民間病院とも連携しながら受診率を上げるというふうなことはされているのでしょうか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。コーちゃんバスの無料につきましては、浜名病院が健診センターをつくった関連もあると思うんですけども、市民協働課などと連携をして、今年度から健診センターを利用した方に対して無料にすることを始めているということです。あと、それぞれの市内の医療機関につきましては、年度始めにいつも特定健診に対しての打ち合わせを行って協力をお願いするんですけども、バスの無料化というところに関しては、市内の医療機関とは、まだそういう話というのはございません。

以上でございます。

○加藤委員長 福永委員、どうぞ。

○福永委員 わかりました。努力していただけたらうれしいなと思います。連携をよろしくお願いします。

○加藤委員長 ありがとうございます。ほかにもございませんか。吉田委員。

○吉田委員 保険証を毎年1回ずつ更新をしていただいて、私も手元に来るわけですけども、毎年行うというのは、制度的にそういうぐあいに決まっているから、それでなければまずいというのか。なかなか大変だなと思うんですけども、毎年やることによって加入と、死亡したり転居されて退会されるとか、そういうような把握というものがある程度明確にするというようなことが目的になっているのか。そこら辺の手間と効果というか、そこら辺を説明してください。勉強のためにお願いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。まず、国民健康保険というのがほかの社会保険に比べて、資格の異動というのが非常に多いという特徴がございます。その辺で、有効期限を1年にすることで資格の整理をしたいということと、あと一応、県内全自治体、毎年の更新にしているということで、決して法で1年ごとという定めがあるわけではないんですけども、今言ったような異動の頻度が高いということで、1年ごとの保険証を新しくすることで、保険証をきれいにしたいということですので、そのときに1年ごとにかえたときに混乱しないように、色も毎年違う色にさせていただくという工夫はさせていただいているところでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 昨年の保険証とことしの保険証と間違えて両方持っていて、これはもう違いますよというような医療機関での指摘とか何か、これは非常にそういう点でしょっちゅうかえるとなると大変紛らわしいというか、大変だなという思いも自分がちょっと感じたものですから、お聞きしたわけです。それで、もう一個確認させてください。印刷製本費の中に、ことし53万7,000円の支出があるわけですが、この中で印刷をされているということでしょうか。約1万4,000人の加入者があるということで、それだけのものをプリントして全部チェックされるわけですけども、手間も大変だと思うし、そこら辺の手数とといいますか、そこら辺はどれくらいのウエートをかけて作業をなさっているのか、そこら辺を教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。保険証の印刷につきましては、1款の総務管理費の中の印刷製本費で支出をいたしておりまして、64万7,340円が保険証の印刷代ということになります。

以上でございます。

○吉田委員 今、一般管理費で64万7,340円というけど、一般管理費の印刷製本は53万7,000円……。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。申しわけありません。1回目の支出の予算残額を今言ってしまうと。支出といたしましては、53万7,948円が保険証の印刷代になります。申しわけありませんでした。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 保険証の印刷代はわかりました。手続をいろいろチェックしたり、間違いないだろうかという、そういうような手間というんですか、どのくらいのボリュームがありますか。そこら辺を教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。保険証の更新に関しましては、該当する者全員に郵送で送らせていただいて、旧の保険証は各自で処分してくださいということをいたしておりますので、送るに際しての封入作業等が必要になるということで、大体3日間ぐらいの作業量なのかなというところでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それではないので、質疑を終結し……。どうぞ。

○吉田委員 先ほど歳入で、ちょっと聞き漏らしたものがあありますが、1点お願いしたいんですけども、よろしいですか。

○加藤委員長 はい、どうぞ。

○吉田委員 歳入で1点お願いいたします。最終の諸収入の雑入のところですけども、一般保険者返納金、これは調定額64万1,000円ということで、年度末近くなってきたところの調定ではなかったのかなと推測するわけですけども、この内容と、そのままそっくり未収になっていると。そこら辺の内容について説明をお願いしたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。国保だった方が国保の資格を喪失してしまった後に、国保の保険証を持って病院を受診してしまったときに、受診した本人は原則3割しか払わないわけですけども、実際にはその保険証が使えないものですから、10割負担をしていただくかなくてはいけません。その残りの7割を、ほとんどの場合には病院がかかった患者さん本人に7割分の請求をするんですけども、本人ではなくて市のほうに請求をしてくる場合がございます。それは結局、病院が本人を見つけられないという理由なのかなと思うんですけども、市のほうに請求が来たものに対して、今度は市から3割しか払わなかった方に残りの7割分の請求をするんですけども、なかなか一旦、払わなかったのを「残りを追加で払ってくれ」と言っても支払ってもらえないということで、一応、歳入が全然ないような形になっているんですけども、数少ないんですけども、支払いをしていただけた方というのは、歳出のほうへ戻し入れをするような形になるものですから、歳入未済のみが残るという形で、先ほど言った7割分の返納の請求に対して、このような形で雑入が残っているというものでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 そうすると歳入のほうには返納してくださいよと。結局7割分については、本来医療機関に本人が払ってもらわなければいけないんだけど、医療機関から市のほうに請求が来るので、市で立てかえて医療費のほうの10割を払ってあげると。保険で負担する分の3割と、それを今度、御本人に請求をするんですけども、請求して入ってきた場合には、今度、歳出のほうで出すということですか。そうすると、ここのところの調定額というのは、もう調定だけで、そのままここのところの金額に収入がされるということはないですけども、それで経理上よろしいですか。ちょっと確認させてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。現年分に関しては、今委員が言われたとおり歳出のほうへ戻し入れをしてしまうんですけども、過年度分、年度が過ぎてしまったものに対して、もし支払っていただけるようなことがあれば、それはここの雑入に歳入として入れるということになります。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解いたしました。現年分と過年度分に沿って、その処理の仕方が若干違うということですね。了解いたします。

○加藤委員長 ほかにどうですか。二橋委員。

○二橋委員 済みません。歳入のほうで、いずれにいたしましても、今まで社会保険で天引きされていたものが、退職者になると、そこで数カ月間直接納入になるんですけども、そこら辺でいつも通知が来ていても知らないでいたり、いろいろトラブルが多分出てくると思うんですけども、このシステムというのはどうなのかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。やはりその部分というのが我々も一番何とかしたいんだけど、何ともならないというところで、手続に来ていただいたときに窓口で丁寧な説明をして、御理解をしていただくしか、今のところないというのが現状でございます。申しわけありません。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 本来、保険制度というのは全く一緒のことですね。本来なら、ここだけの話ではないけれども、制度として連動していないものですから、多分納入忘れしたり、そういうことで窓口でのごとごたしたりするというのは、頻繁に起きているんですね。それを、またよく勘案してほしいなと思いますけれども。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。問題点という部分では十分承知をいたしておりますので、今後できるだけ解決に向けて努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 何かほかに周知させる方法があるのではないかなと思うんですけども。大体納入忘れしていて、慌てて来て、何でこういうシステムになっているのかということ、ごたごたするよね。何か補助的な周知の仕方はないのかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。就職なんかで国保を脱退して社保に加入する例に限ってしまうかもしれないですけども、国保の手続のほうを済ませて社会保険に入るわけなんですけれども、社会保険のほうでの手続が即日できない場合が非常に多くて、結局、国民健康保険証で支払ってしまったというケースがあるみたいです。ちゃんと国保は使えませんよということを御理解していただけている方というのは、社会保険の保険証ができるまで、資格は続いているんですけども、保険証を持っていない状態になってしまうということで、病院としては10割の請求になってしまうという現実なものですから、今後、何とかうまい方法がないかというのは考えていきたい、課題としていきたいと思っております。

以上です。

○加藤委員長 いいですか。

○二橋委員 いいです。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それでは、ここで質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第81号 平成27年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。  
本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、15分まで暫時休憩とします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時14分 再開

○加藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。

続きまして、議案第83号 平成27年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は24ページから27ページ及び396ページから403ページ、主要施策成果の説明書は223ページから226ページまでとなります。

これより質疑を行います。質疑は歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは初めに、歳入について、質疑を行います。質疑のある方はございませんか。馬場委員。

○馬場副委員長 保険料軽減対象が今回拡大されたということで、対象となった被保険者数の割合、それと、その推移についてお尋ねしたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長よりお答えいたします。今回の改正なんですけれども、昨年、一昨年に引き続き3年連続ということになりますけれども、軽減対象の判定に用いる所得基準額について、それぞれ引き上げて5割及び2割軽減の対象者が拡大をされました。これによって、まず5割軽減の対象者ですけれども、前年度と比較いたしましたして624人から777人、27年度が777人ということで、153名増加をいたしました。被保険者全体に占める割合も10.9%ということで、前年度8.9%でしたので、2%増加をいたしております。

続けて、2割軽減の対象者でございますけれども、27年度が686人、前年度が620人ございましたので、66人の増加でございます。割合でございますが、27年度が9.6%、26年度が8.9%ということで、こちらも0.7%の増加になりました。合計といたしましては1,463人で219人の増加、割合も17.8から20.5%に2.7%増加をいたしております。

対象の推移ですけれども、先ほども申しましたように、近年については3年連続で制度も拡大の改正をいたしております。この制度自体、後期高齢自体が平成20年4月から施行されておりますけれども、そこから軽減の制度をずっと継続をされておまして、後期高齢者対象者もふえているということで、軽減対象者の数もずっと増加傾向ということになるかと思っております。

以上でございます。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 まさに現在の高齢者の増加というか、それがそのまま移行して動いている。改正も当然やっていかなければいけないというような状況で、それでも全体では軽減率5割、2割が合わせても2割まではいっていないよね。後の人はそれなり通常には納めているという判断でよろしいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。27年度の改正で20.5%ということで、ほぼ2割ということではよろしいかと思えます。今後は委員御指摘のとおり、制度としても対象者としてもふえていく傾向ではないかなと思っております。

以上です。

○馬場副委員長 わかりました。

○加藤委員長 ほかにございませんか。二橋委員。

○二橋委員 5款の諸収入の中の還付加算金なんですけれども、これは利率は一般的にどれだけになっているんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。毎年1月に延滞金の割合というのは改正されるんですけれども、27年につきましては、納期限の翌日から1カ月を経過する日までにつきましては、年率で2.8%、それ以降は年率で9.1%になります。

以上でございます。

○二橋委員 1カ月以上が何。

○笹瀬保険年金課長 1カ月以上が9.1%、1カ月までが2.8%。

○加藤委員長 どうぞ。

○二橋委員 これは利率がすごい高いよね。何を根源というか、何をもとに試算しているのかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。延滞金の利率につきましては、特例基準割合というものが国のほうから示されてまいります。その国の基準どおりにやるわけなんですけれども、それによって1カ月までが2.8%、それを過ぎた場合には9.1%ということが定められているので、そのとおりという形で執行をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、還付加算金の件数が、利率が2.8と9.1の割合というのはどうなんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 済みません。課長代理よりお答えいたします。

○加藤委員長 はい。

○阿部後期高齢者医療係長 後期高齢者医療係長からお答えさせていただきます。還付加算金の内訳についてですけれども、件数が10件、3人分ということで把握はしているんですけれども、申しわけございません。利率によっての区分けというのを、まだしておりませんので、過年度分について加算することが多いものですから、恐らく全て9.1のほうへかかっているのではないかと思いますが、この10件の割合ですけれども、恐らく全て9.1までいっているのではないかと思っておりますが、済みません、正しい数字は把握しておりません。申しわけありません。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 要するに行政側の責任においてなっているものならいいんですけども、手続上どうしても一月以上、どうしてもたつものが多いと思うんですよ。手続上の問題というのは、本来こちら側の責任ではないよね、本来はね。それなのに、こんな比率で国が制度を決めているというのは。

○阿部後期高齢者医療係長 後期高齢者医療係長がお答えいたします。還付加算金が発生する事由ですけれども、過年度にさかのぼっての所得の更正があったりとか、後は、さかのぼっての転出があったりとか、そういった資格の得



喪に関するさまざまな要因があるものですから、行政に帰責事由はなくても、一応支払うというようなたぐいの性質のものではないかなというふうに認識はしております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 いずれにしろ、こんな高い利率で還付加算金が発生しているというのは、行政側にとっては非常にふぐあいな話だと思うよね。いずれにしろ、あくまでも国の制度だと言えばそうなんだけど、そこら辺は今後の対策として、精査していかなければいけないと思うんですよね。わかりました。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では次に、歳出について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。馬場委員。

○馬場副委員長 先ほどの還付金の関係なんですけれども、歳入でも同じようなことが言えると思うんですが、発生する理由というのは、先ほどの歳入のときも言われたような考え方になるんですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。還付金の理由なんですけれども、やはり後期高齢者医療という性質上もあると思うんですけれども、27年度185件の還付があったんですが、そのうち131件は対象者の死亡による還付というものでございます。後は、所得更正が21件、転出が19件、あと二重納付が8件、それから生活保護への変更が6件という内訳でございます。

以上です。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 今、答弁の中にありました二重納付が発生する原因というのは、どういう形になるんですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。後期高齢者の場合、ほとんどが年金からの天引きになっているものですから、めったにないんですけれども、納付のタイミングで納付書で納めるのを納期までに納めていない。納め忘れていた人に督促状を出すんですけれども、それを出すと督促状で納めて、納付書を見つけて、また納めてしまうとか、そういうのが圧倒的だと思います。

以上です。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場副委員長 わかりました。はい。

○加藤委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。二橋委員。

○二橋委員 一般管理費の中で、1款1項1目の後期高齢者医療の広域連合の負担金なんですけれども、特別会計というのは、要するに基金とか、どういう種類のものだね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。まず、一般会計負担金が後期高齢者医療広域連合の議会関係経費、それから事務所の賃貸料、施設管理費、総務室という、向こうに課というか部署があるんですけれども、そちらが一般会計で負担する職員の人件費など、これに関しては一般会計負担金ということになります。それに対して特別会計の負担金でございますが、事業を実施するための経費ということになりますので、医療給付に伴う電算システム、それからレセプトの点検に係る費用、特別会計のほうで負担する職員が医療給付室という部署等になるんですけれども、そちらの職員の人件費を賄う負担金については、特別会計負担金ということになります。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 いずれにしろ、一般会計というのは、基本的には事務的な経費であって、特別会計が実際は稼働する部分ではないかなと思うんですけども、私はこの議員になったけれども、ちょっと勉強しておこうと思って、あれしておりますので、また後ほど。わかりました。

○加藤委員長 ありがとうございます。どうですか、ほかに質疑のある方は。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それでは、ないようですので質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第83号 平成27年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

以上で、総務経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

〔午前11時33分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 加藤 弘己